

新座市告示第 /30 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 / 日

新座市長 並 木



東京都文京区本郷三丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

代表取締役 角田 典彦